

社会福祉法人秀法福祉会 役員費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀法福祉会の役員の費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員（理事、監事、評議員）が、理事会、評議員会等に出席した場合は、1回あたり、5,000円を費用弁償として支給する。ただし、施設の職員（施設長等）が役員の場合は支給しない。

2 理事長が、法人又は園の業務のため活動した場合は、1回あたり、5,000円を費用弁償として支給する。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

付 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。